

令和4年度 土木工事共通仕様書（土木工事）の改定について

1 経緯

- ・ 前回は令和2年4月に改定（2年に1度、改定を実施している）
- ・ 基本的には国土交通省の改定内容を1年遅れで適用させているもの

2 適用年月

令和4年4月1日以降入札公告に付す工事から適用

3 改定概要

（1）共通仕様書（Ⅰ）の改定

- 1) 引用している技術基準等との整合を図るもの
- 2) 押印廃止に伴う定義の見直し等
- 3) 建退共電子化に伴う条文の変更
- 4) 機械式鉄筋継手、砂防ソイルセメント等の規定の追加

（2）共通仕様書（Ⅱ）土木工事施工管理基準等の改定

- 1) 出来形管理基準
法面工（鉄筋挿入工）の規定の追加
- 2) 品質管理基準
法面工（鉄筋挿入工）の規定の追加
- 3) 写真管理基準
フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）の廃止
- 4) ICT活用工事関係
路面切削工（面管理の場合）等の管理項目を新たに追加
3次元計測技術を用いた出来形管理要領への再編、等

（3）共通仕様書（Ⅲ）様式集・参考資料の改定

- 1) 関係書類における押印欄の廃止
- 2) 様式第2号請負代金内訳書における低入札確認用を削除
- 3) 様式第32号施工体制台帳添付様式に作業員名簿を追加

（4）土木工事共通特記仕様書の改定

- 1) 専任補助者の規定を新たに追加
- 2) ウィークリースタンス等の推進について新たに追加
- 3) 水門等の標示板における技術者名の明示